

日本測地学会賞坪井賞規程

日本測地学会

1. (趣旨) 本賞は、故坪井忠二氏の生前における測地学への業績を記念し、測地学の分野で特に顕著な業績をあげた若手研究者を奨励することを目的とするとともに、組織的研究が要求されるという測地学の特性から団体研究が重要な意義を有することに鑑み、顕著な業績をあげた団体を顕彰することを目的とする。
2. (授賞の対象) 本賞は、原則として、毎年1名の研究者に日本測地学会賞坪井賞、毎年1団体に日本測地学会賞坪井賞(団体賞)を授与する。
3. (授賞の方法) 授賞は、日本測地学会総会において、受賞者に研究内容を明記した賞状を与えることによって行う。
4. (基金) 本賞の基金には、故坪井忠二氏の遺族および同氏ゆかりの方々からの寄附金を当てる。
5. (基金の取り扱い) 本賞の基金は、日本測地学会の特別会計として取り扱う。
6. (受賞者の選考) 日本測地学会会員の推薦による受賞候補者のなかから、坪井賞選考委員会が選考し、受賞者を決定する。
7. (坪井賞選考委員会) 坪井賞選考委員会は、7名の委員によって構成する。坪井賞選考委員会に、委員の互選により委員長を置く。委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。任期満了後の後任は坪井賞選考委員会が決定する。坪井賞選考委員会は、参考人から意見を聴取できる。
8. (受賞記念講演) 受賞者は、賞を受ける日本測地学会総会または日本測地学会講演会において記念講演をし、その内容は「測地学会誌」に掲載する。
9. (その他) この規程に定めるもののほか、本賞の実施に必要な事項は、日本測地学会評議会が別に定める。
10. (規程の施行) この規程は、改正の日から施行する。

(平成 4年4月 9日 日本測地学会総会承認)

(平成12年6月27日 日本測地学会総会にて一部改正)

(平成24年5月24日 日本測地学会総会にて一部改正)

(令和 3年6月 4日 日本測地学会総会にて一部改正)

日本測地学会賞坪井賞推薦手続き細則

日本測地学会

日本測地学会会員は日本測地学会賞坪井賞規程第6条により、日本測地学会賞坪井賞の受賞候補者を推薦できるが、その手続きについて、同規程第9条に基づき以下のように定める。

1. 日本測地学会会員は、日本測地学会賞坪井賞選考委員会あて受賞候補者を推薦できる。推薦書の書式は個人賞については別記1、団体賞については別記2のとおりとし、推薦は、郵送あるいは電子メールで日本測地学会事務局まで送付して行なう。
2. 日本測地学会賞坪井賞選考委員会は、毎年、その年の受賞候補者推薦締め切りの日を、測地学会誌、日本測地学会ホームページを通じてあらかじめ会員に周知させる。
3. 受賞者の選考は、前年度推薦締め切りの日の翌日から当該年度推薦締め切りの日までに到着した推薦をもとに行う。

(平成12年6月26日 日本測地学会評議会了承)

(別記1)

日本測地学会賞坪井賞選考委員長殿

日本測地学会賞坪井賞受賞候補者を下記のとおり推薦いたします。

推薦者	会員	氏名
-----	----	----

記

受賞候補者名

受賞対象業績

受賞対象論文名

掲載誌、掲載年(巻、号、ページ)

推薦理由(簡潔に)

以上

(別記2)

日本測地学会賞坪井賞選考委員長殿

日本測地学会賞坪井賞（団体賞）受賞候補団体を下記のとおり推薦いたします。

推薦者	会員	氏名
-----	----	----

記

受賞候補団体名

代表者名（官公庁、法人の場合は省略可）および必要な場合は、構成員名

受賞対象業績

推薦理由（簡潔に）

以上

日本測地学会賞坪井賞運営細則

日本測地学会

1. 受賞記念講演は、坪井賞および坪井賞（団体賞）ともに30分程度とする。
2. 日本測地学会賞坪井賞（団体賞）の受賞記念講演の内容の測地学会誌への投稿は受賞団体の研究代表者が行うものとする。また、坪井賞、坪井賞（団体賞）ともに、投稿は、受賞後1年以内に行うことを原則とする。
3. 日本測地学会賞坪井賞（団体賞）が研究者の団体の場合は研究分担者の氏名を測地学会誌に掲載する。組織による業務上の研究で学術的意義が大きいとして受賞したものについては、「～研究所**研究部～研究担当者」等の掲載方法も可能とするが、授賞は研究業績を対象とするので、組織の職階等にはよらないものとする。
4. 測地学会誌の受賞記念講演の内容を掲載する号には、日本測地学会賞坪井賞の趣旨（要旨）と、受賞者名及び受賞者の業績一覧を掲載する。

（平成12年6月26日 日本測地学会評議会了承）